

2020年5月

UBS GROUP AG 【G0124】
を保有されている投資家の皆様へ
—資本の払戻し＜資本の払戻し単価等＞のお知らせ—

拝啓 時下益々ご清祥の事とお喜び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、UBS GROUP AG の資本の払戻しにつきまして、現地保管機関より資本の払戻し単価等の通知がございましたのでご案内申し上げます。(太字下線部参照)

なお、日程・内容等は現地保管機関等の通知に基づくものであり、今後変更となる可能性もございます。
今後の動向につきましては、追加情報を入手次第ご案内申し上げます。

詳細につきましては、下記の通りです。

敬具

記

1. 現地権利落日 : 2020年5月5日
2. 現地支払開始日 : 2020年5月7日
3. 資本の払戻し単価 : 権利付1株あたり、0.17604スイスフラン(0.1825米ドル相当)
(前回通知: 0.1825米ドル)
※お客様の口座には円貨にてお支払い致します。
4. 課税関係 : 現地: 源泉徴収課税なし
国内: 交付金額の一部(「みなし配当所得」該当部分)に対して源泉徴収課税あり
(前回通知: 未定 (「みなし配当所得」として源泉徴収課税対象となる場合があります。))
5. 主な実施条件 : 2020年4月29日開催の株主総会における承認
⇒承認されました。
6. その他 : 資本の払戻しと同時期に、現金配当(権利付1株あたり、0.17604スイスフラン(0.1825米ドル相当))が別途支払われる予定です。
(前回通知: 0.1825米ドル相当のスイスフラン)

御不明な点などございましたら、お取引いただいたおります弊社窓口までお問い合わせ下さい。
本資料は、投資勧誘を目的として作成したものではなく、情報提供を目的としたものです。

以上

大和証券株式会社